

青森市選挙人名簿管理システム標準化対応業務
要求仕様書

1 委託業務名

青森市選挙人名簿管理システム標準化対応業務

2 業務目的

令和3年に施行された標準化法に基づき、移行期限である令和7年度末までに、標準化基準に適合した選挙人名簿管理システムへの移行を実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の概要

4.1 基本方針

本業務では、国が公表する基本方針・標準仕様書等に適合した標準準拠システムへの移行並びにガバメントクラウドを利用するものとする。

なお、原則として、稼働時点で適合が必要となる実装必須機能の実装及びガバメントクラウド利用基準に準拠することを求める。

国が公表する基本方針・標準仕様書、ガバメントクラウド活用のための資料等については、デジタル庁、各省庁がホームページで公開している仕様書等を確認すること。

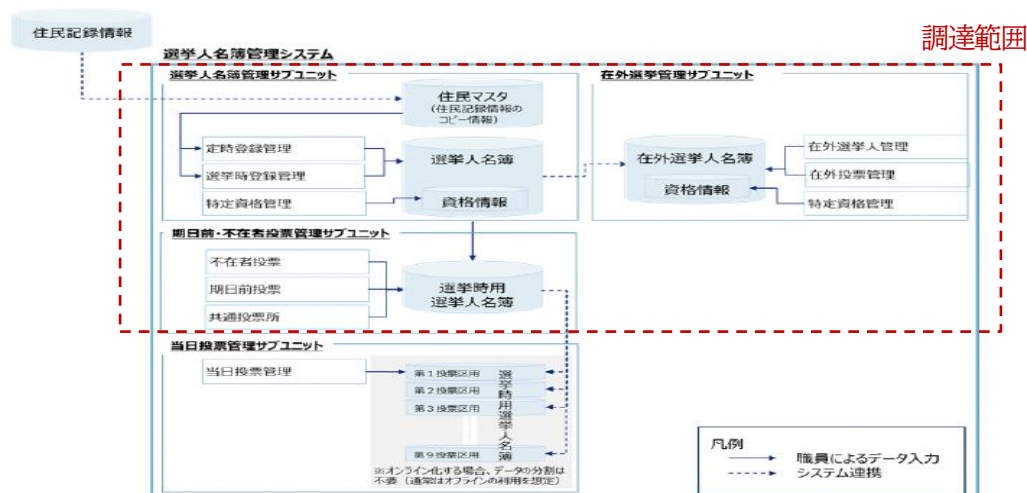
4.2 選挙人名簿管理システムの概要

本業務の調達範囲は、以下のとおり。当日投票管理システムは導入していないため、今回の調達範囲とはしていないが、サブユニット毎の導入が不可能の場合、又は、稼働後の追加導入の可否について、企画提案書に記載すること。

【調達範囲】

サブユニット	概要	対象システム
選挙人名簿管理	選挙人名簿に関する記録の管理、及び選挙人名簿に関する事務	対象
期日前・不在者投票管理	期日前投票及び不在者投票に関する記録の管理、及び期日前投票・不在者投票に関する事務	対象
当日投票管理	当日投票に関する記録の管理、及び当日投票に関する事務	対象外
在外選挙人名簿管理	在外選挙に関する記録の管理、及び在外選挙に関する事務	対象

【選挙人名簿管理業務における業務概要全体図】



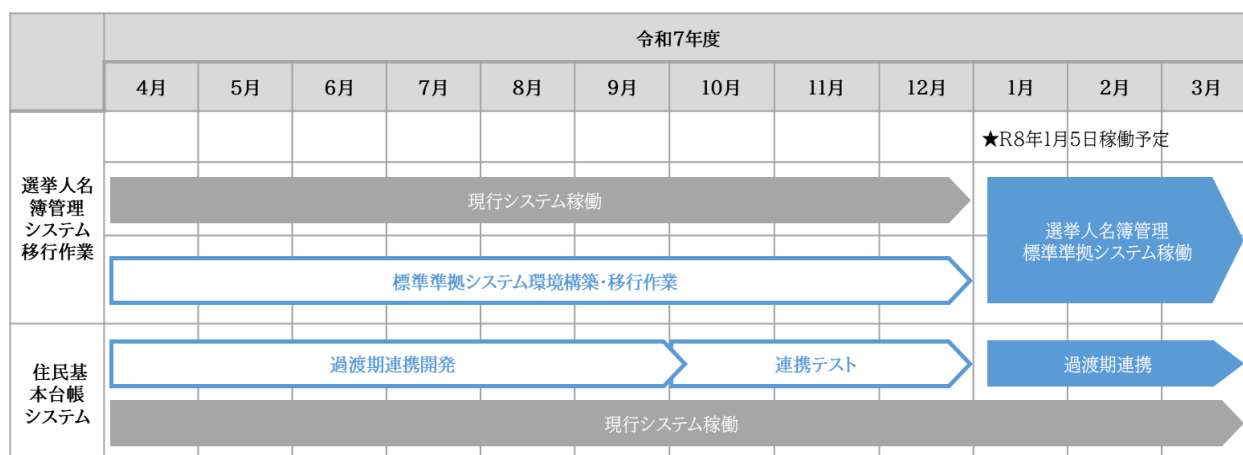
【現行システム】

導入・運用保守事業者	製品事業者	製品名
富士通 Japan 株式会社	行政システム株式会社	Probono 選挙投票管理システム

4.3 スケジュール概要

本業務のスケジュール概要は、以下のとおり。現時点での計画では、令和8年1月5日稼働を目標としているが、業務特性、住民基本台帳システムとのデータ連携等を踏まえて、最適なスケジュールを提案すること。また、稼働時期については、解散総選挙等の突発的な事象に対し、スケジュールの調整に応じること。

【移行スケジュール概要】



スケジュール立案にあたっての留意事項は、以下のとおり。

- (1) 移行計画に当たっては、現行システムからのデータ移行、住民記録システムとの連携テスト等が必要となるため、現行システム事業者、住民記録システム事業者との調整・協議に応じること。
- (2) 住民基本台帳システムは、令和8年度(令和9年1月)に移動する計画であるため、令和8年1月時点では、現行システムとの過渡期連携となる。連携仕様については、項番5.3データ要件・連携要件を参照。

4.4 作業概要

本業務の作業概要は以下のとおり。

受託事業者は、作業概要を踏まえて、契約締結後、速やかにプロジェクト実施計画を作成し、作業内容、スケジュール等について本市と合意の上、作業を進めること。

作業項目 (大項目)	作業項目 (中項目)	作業概要
プロジェクト管理作業	プロジェクト計画・管理	プロジェクト計画書を策定し、本業務遂行にあたって、必要なスキル及び経験を有するメンバーを配したプロジェクト体制を整えること。また、進捗管理、課題管理、品質管理、成果物管理等の適正なマネジメントを実施し、本市への定期的な報告すること。
要件定義作業	提供範囲	提供する標準準拠システムの各機能について、標準化基準の適合性、標準オプション機能の提供範囲、経過処置となる機能等を確認すること。
	業務要件・システム要件の設計	本市が利用するにあたっての業務要件、システム要件の検討・決定をすること。

文字コード・データ移行等に関する作業	文字コード	行政事務標準文字とする。経過措置を適用する場合は、提供システムで利用する文字セット、文字コード、経過処置期間等を示すこと。経過処置期間であっても、標準化対象業務システム間の連携は、行政事務標準文字とする。
	データクレンジング	現行システムのデータクレンジンについては、現行システム側が実施するため、委託範囲外とする。内容に応じて、標準準拠システム側へ移行後に修正することが合理的な場合は、調整・協議に応じること。
	データ抽出	現行システムからデータ抽出は、現行システム事業者が実施するため、委託範囲外とする。移行データの内容、形式等については、現行システム事業者との調整・協議に応じること。
	データ移行	データ移行計画書を策定し、必要となるデータ移行ツール等を開発すること。現行システムから抽出されたデータを元に標準準拠システムへのデータ移行及びデータ検証を行うこと。
環境構築に要する作業	ガバメントクラウド等の稼働環境設定	ガバメントクラウド上に、本市で利用する標準準拠システム環境の構築・初期設定を行うこと。
	標準準拠システム利用に必要な初期設定	業務要件・システム要件の設計作業で決定した設計内容を基に初期設定すること。
	ガバメントクラウドネットワーク環境との接続設定及び庁内ネットワーク環境と接続テスト	本市が提供するガバメントクラウド上のネットワーク環境と接続設定を行う。また、庁内ネットワーク環境からの接続確認を行うこと。
テスト・研修に要する作業	システム運用テスト（連携・運用）	標準準拠システム稼働に係るシステム運用テスト及び他システムとの連携テストを実施する。連携テストにあたっては、事業者との調整・協議に応じること。
	適合性確認	本市が提供システムの適合性確認を実施する際に、支援を行うこと。
	操作研修・運用引継ぎ	職員が操作するために必要な手順書等（操作マニュアル）を作成及び操作研修を行うこと。 システム運用業者が運用業務を遂行する上で必要となる手順書等（運用マニュアル）の作成とシステム運用業者へ引継ぎすること。
システム移行作業	移行計画	システム移行計画書を策定すること。
	移行リハーサル	システム移行計画書に基づいたリハーサルの実施、本番移行時の作業計画を検証すること。
	本番移行	システム移行計画書に基づき、本番移行の準備、標準準拠システムへの移行を行うこと。

4.5 納品成果物

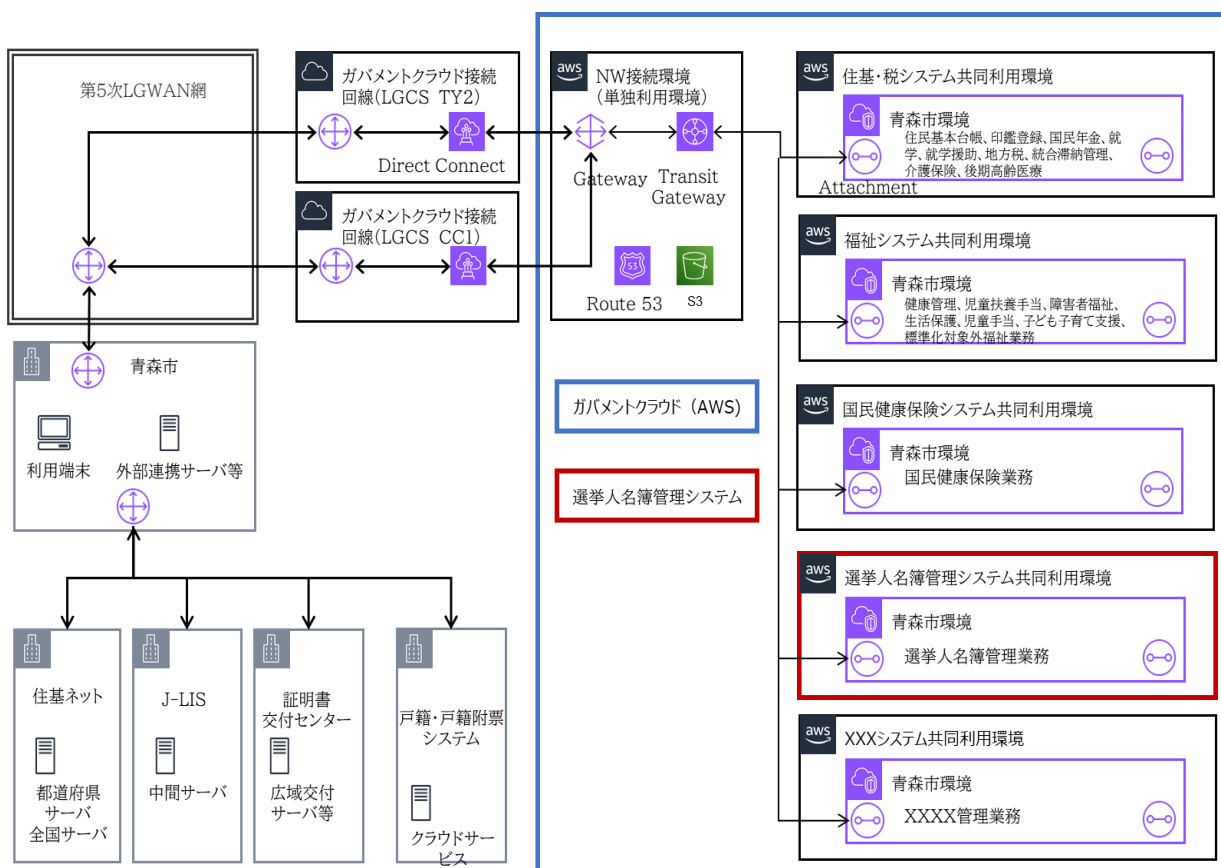
納入品は次のとおり。それぞれの記載方法及び体裁、納入期日等については別途協議する。

作業項目	成果物	数量等
プロジェクト管理作業	プロジェクト計画書 データ移行計画書 リハーサル計画書 システム移行計画書 進捗報告書・課題管理表 会議議事録	紙媒体 1部 電子媒体 1部
要件定義作業	要件定義書	紙媒体 1部 電子媒体 1部
基本設計	業務運用設計書 システム運用設計書 システム構成図 システム構成サービス一覧	紙媒体 1部 電子媒体 1部
テスト	テスト計画書 テスト仕様書兼成績書 適合性確認書	紙媒体 1部 電子媒体 1部
運用	運用マニュアル 操作マニュアル	紙媒体 1部 電子媒体 1部

5 システム要件

5.1 システム環境要件

本市が計画するシステム全体構成の概要は、以下のとおり。



(1) ガバメントクラウド

原則、ガバメントクラウドを利用することし、CSPはAWS、利用方式は共同利用方式とすること。
それ以外の環境を提案する場合は、システム構成、提案理由、有効性等について回答すること。

なお、本業務を受託した事業者には、ガバメントクラウド運用管理補助者を委託する前提である。

(2) ガバメントクラウド接続ネットワーク

ガバメントクラウド接続ネットワークはLGCSとする。ガバメントクラウド上に構築されたネットワーク接続環境と接続設定すること。

(3) 庁内データ連携環境(オブジェクトストレージ)

各システム間のデータ連携は、原則ファイル連携とし、本市で用意する庁内データ連携環境(ガバメントクラウド上に構築するオブジェクトストレージ)を利用すること。

(4) クライアント端末・周辺機器要件

提供するシステムは、WINDOWS10 及び WINDOWS11 の端末において、標準ブラウザで操作できること。なお、本業務では、クライアント端末・周辺機器等のハードウェアについては、一般的な汎用品を想定しているため、調達の対象外とする。提供システムにおいて、指定するクライアント端末・周辺機器等がある場合は、漏れなく提案すること。

5.2 機能・帳票要件

選挙人名簿管理システム標準仕様書の機能帳票要件のとおり。適合基準日が令和8年4月1日の実装必須機能要件を満たすこと。経過処置を適用する機能・帳票要件がある場合は、その旨を回答すること。

5.3 データ要件・連携要件

選挙人名簿管理(サブユニット：共通、選挙人名簿管理、期日前・不在者投票管理)のデータ要件・連携要件標準仕様書のとおりに。適合基準日が令和8年4月1日の実装必須機能要件を満たすこと。経過処置を適用する場合は、その旨を回答すること。

住民基本台帳と選挙人名簿管理のデータ連携は、原則、ファイル連携とし、データ要件・連携要件の各論版数は、住基基本台帳は第3.1版、選挙人名簿管理は第3.1版とする。なお、各論の版数について、変更が必要な場合は、連携先システムの事業者と事業者間協議で検討・決定すること。

5.4 非機能要件

地方公共団体情報システム非機能要件の標準のとおり。選択レベルを変更する場合は、変更後の選択レベルと変更理由を回答すること。

5.5 規模要件

(1) 利用規模

サブユニット	利用端末台数
選挙人名簿管理	1 台
期日前・不在者投票管理	2 2 台
在外選挙人名簿管理	1 台

(2) データ量(人口等)

	諸元
人口	263,512 人
世帯数	136,186世帯
選挙人名簿登録者数	230,206 人

6 提案に係る前提条件

6.1 システム要件

各システム要件については、デジタル庁、各省庁がホームページで公開している各種標準仕様書、関連資料等を確認し、回答すること。

6.2 標準化基準の適合性確認

標準準拠システムの適合性の確認は、「地方公共団体情報システム標準基本方針」に定められているとおり、本市が実施することになる。提供システムの適合性確認をできるよう、受託事業者は、機能ID単位に確認できる適合性確認書の提供及び確認作業の支援を行うこと。

6.3 システム環境

既にガバメントクラウド（AWS）上にネットワーク接続環境を構築済みのため、ガバメントクラウドのCSPはAWSとし、接続ネットワークはLGWAN+LGCSとする。それ以外の構成を提案する場合は、システム構成、提案理由、有効性等について回答すること。

6.4 システム利用場所(期日前投票所)

青森市役所駅前庁舎（青森市新町一丁目3-7）

青森市役所浪岡庁舎（青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1）

西部市民センター（青森市大字新城字平岡163-22）

イオン青森店（青森市緑三丁目9-2）

ラ・セラ東バイパスショッピングセンター（青森市八重田四丁目2-1）

※期日前投票所及びガバメントクラウドとの通信は既存のネットワークを使用する。

6.5 データ移行要件

- ・現行システムからのデータ抽出は、現行システム保守事業者にて行う。
- ・移行データの形式等については現行ベンダーを含めた協議の上、決定する。

6.6 ソフトウェアの取扱い

提供システム環境構築・移行期間において、必要となるソフトウェアの費用（ライセンス料等）は、本業務の委託料に含めること。

6.7 運用・保守

運用・保守については本業務の完了後に本業務の受託事業者と別途契約を行う。

(1) ガバメントクラウド運用管理補助者作業

ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託規約に基づき、適切な運用管理をすること。

(2) その他必要となる運用保守作業

円滑なシステムの稼働を確保するために必要な運用監視、変更等の保守管理作業を行うこと。なお、大幅な制度改正等による大規模なシステムの改修以外は、バージョンアップ等を含め、原則通常の保守の範囲で、特段の経費を要することなく行うこと。

(3) サポート体制

①保守業務の受付時間は、本庁開庁日の8時30分から18時までを基本とする。

②障害発生時等、緊急の場合に即座に対応できるサポート体制を用意すること。

7 その他

- (1) 本業務従事により知り得た情報については、業務履行中・完了後に関わらず他に漏らしてはならず、守秘することを求める。また、本業務を第三者に再委託することが認められた場合は、第三者も同様の義務を負うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び青森市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年青森市条例第1号)に定めるもののほか、個人情報の保護に関する委託者の施策に留意しつつ、本業務に係る個人情報の保護について、細心の注意を払い処理すること。
- (3) 本業務を遂行するに当たり、関係法令等を遵守して実施すること。
- (4) その他本要求仕様書に明記されていない事項又は解釈に疑義のある事項については、本市と協議すること。